



五管区水路通報第34号

353項-363項

令和6年8月30日

- [索引](#)
- [通報各項](#)
- [有効通報一覧](#) (直近3ヶ月以内に限る)
- [参考情報](#)

※ 本通報に使用している経度、緯度は[世界測地系\(WGS-84\)](#)に基づいています ※



五管区水路通報のバックナンバー（本年分）になります。
昨年以前のバックナンバーについては[こちら](#)をご覧ください。



五管区水路通報に関する説明事項をまとめた解説です。
ご利用の際にあわせてご確認をお願いします。



水路業務法に基づく許可を受けた水路測量をこちら※に公示しています。
公示されるものは五管区水路通報への掲載を省略しています。
※第五管区海上保安本部の管轄区域内（以下、管内）に限ります



管内において定例的に実施されている小型船舶実技講習、ヨット等レース（練習を含む）などの実施
区域をこちらにまとめて掲載しています。
ここに掲載されていないものについては五管区水路通報で情報提供いたします。



管内の沿岸部に設置されている定置網等の漁具に関する情報を掲載しています。
これらの漁具付近では事故が発生しやすいことから注意して航行をお願いします。
なお、漁業法による定置漁具の概略位置は[海洋状況表示システム\(海しる\)](#)に掲載しています。



海上保安庁または防衛省自衛隊が管内において常時または定例的に実施している訓練に関する情報を
掲載しています
防衛省自衛隊が実施する訓練情報は[こちら\(防衛省\)](#)からも確認することが可能です。



水路通報を文字だけではなくビジュアル的に表示させて確認することができます。
※ビジュアルページは[こちら](#)から（"第五管区水路通報"にチェックを入れてください）

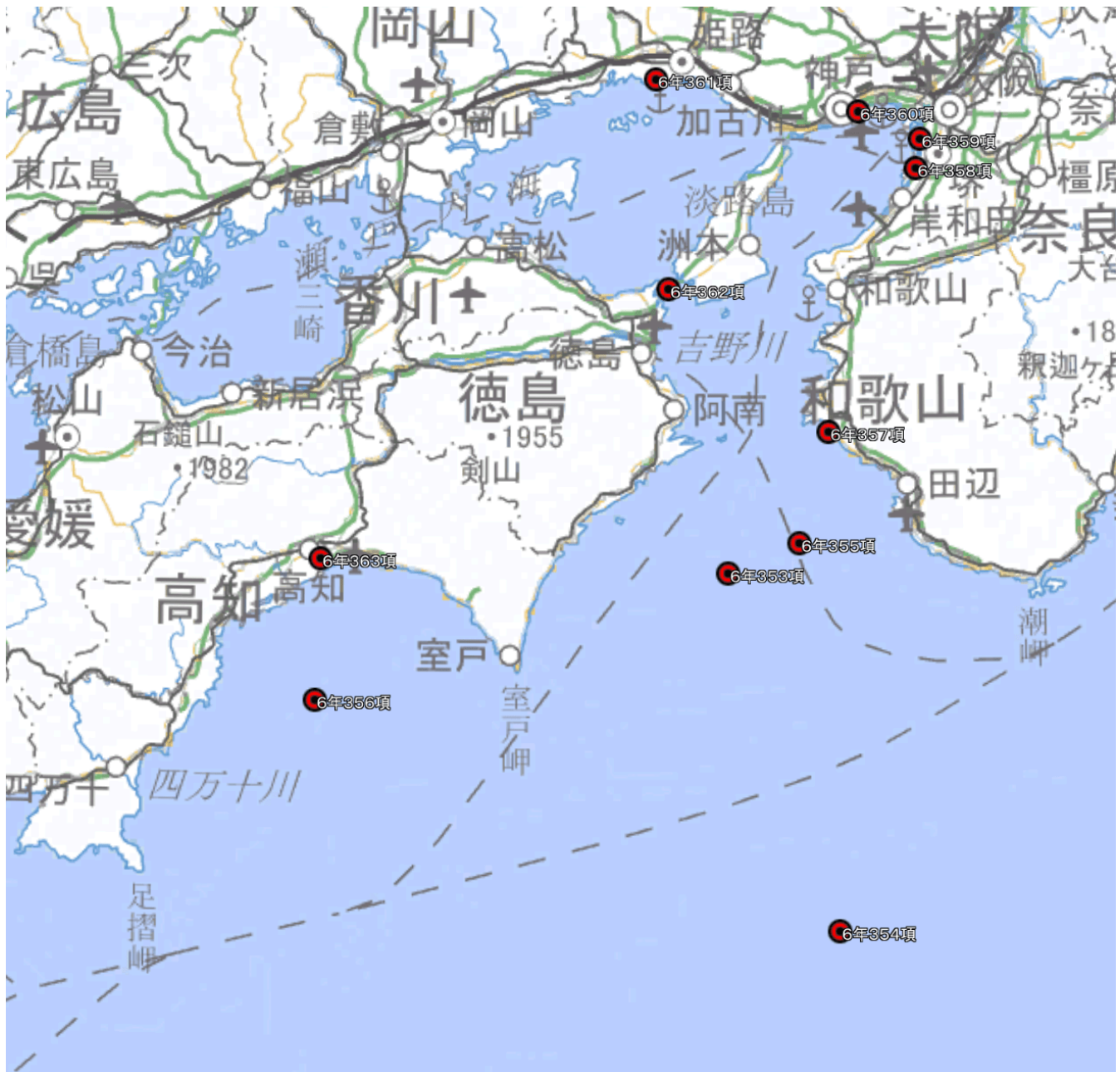
※五管区水路通報に関するお問合せはこちらまで

〒650-8551 神戸市中央区波止場町1-1

第五管区海上保安本部海洋情報部監理課情報係

TEL: 078-391-6651 (内線2515、2516) FAX: 078-332-6307 (自動受信)

五管区水路通報 34 号 索引图



※背景图(出典):国土地理院 (<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>)

第 353項	紀伊水道南方		射撃訓練
第 354項	本州南岸	潮岬南西方	フレア発射訓練
第 355項	紀伊水道南方		射撃訓練
第 356項	四国南岸	土佐湾	武器発射試験中止
第 357項	本州南岸	日高港	消波ブロック据付工事
第 358項	阪神港	堺泉北区、第4区	棧橋撤去
第 359項	阪神港	大阪区、第4区	水中障害物撤去
第 360項	阪神港	神戸区、第2区	鋼管杭設置
第 361項	瀬戸内海	姫路港、網干区、第1区	灯付浮標流失
第 362項	瀬戸内海	鳴門海峡	灯台消灯
第 363項	四国南岸	高知港	磁気探査作業

★6年353項 紀伊水道南方 射撃訓練

自衛隊航空機による水上射撃訓練が実施される。

期 間 令和6年9月17日～20日 0800～1800
区 域 33-30-12N 134-49-50Eを中心とする半径5海里の円内
海 図 W77(JP共)
出 所 防衛省

[→TOP](#)



★6年354項 本州南岸 - 潮岬南西方 フレア発射訓練

自衛隊航空機によるフレア発射訓練が実施される。

期 間 令和6年9月17日～20日 0800～1800
区 域 32-35N 135-10Eを中心とする半径5海里の円内
海 図 W157
出 所 防衛省

[→TOP](#)



★6年355項 紀伊水道南方 射撃訓練

紀伊水道南方において、巡視船艇による射撃訓練が実施される。

期 間 令和6年9月10日(予備日11日) 1100～1400
区 域 33-34.8N 135-03.0Eを中心とする半径5海里の円内
備 考 国際信号旗「UY」及び「NE4」を掲揚
紅色閃光灯を点灯
海 図 W77(JP共)
出 所 五本部警備救難部

[→TOP](#)

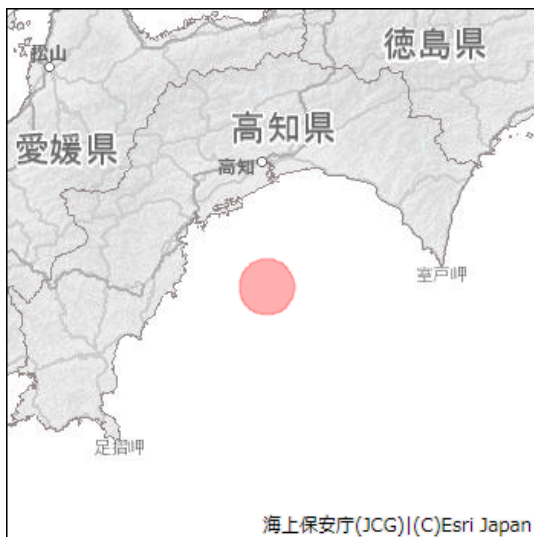


★6年356項 四国南岸 - 土佐湾 武器発射試験中止

五管区水路通報6年33号345項削除
土佐湾において、巡視船による武器発射試験は中止された。

海図 W108(JP共)
出所 五本部船舶技術部

[→TOP](#)



★6年357項 本州南岸 - 日高港 消波ブロック据付工事

塩屋西防波堤付近において、潜水土・起重機船等による消波ブロック据付工事が実施される。

期間 令和6年9月20日～令和6年10月20日 日出～日没

区域 下記4地点により囲まれる区域

(1) 33-51-59N 135-08-31E

(2) 33-51-50N 135-08-43E

(3) 33-51-44N 135-08-33E

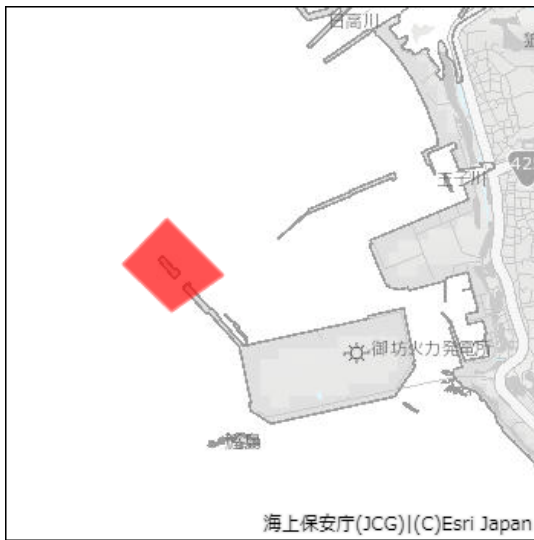
(4) 33-51-51N 135-08-23E

備考 警戒船を配備

海図 W77(分図「日高港」、JP共)

出所 田辺海上保安部

[→TOP](#)



★6年358項 阪神港 - 堺泉北区、第4区 棧橋撤去

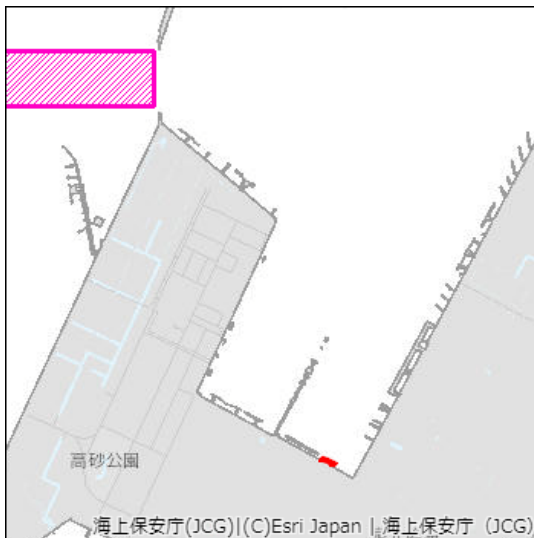
浜寺泊地において、海図記載の棧橋は撤去された。

位置 34-32-19.4N 135-25-07.7E 付近

海図 W1110(JP共)-W1103(JP共)-W150A(JP共)-W106(JP共)

出所 五本部海洋情報部

[→TOP](#)



★6年359項 阪神港 - 大阪区、第4区 水中障害物撤去

五管区水路通報6年31号325項削除

E岸壁前面において、水中障害物(車両:長さ約3.5m)は撤去された。

位置 34-36-51N 135-25-57E 付近

海図 W1146(JP共)-W123(JP共)

出所 大阪海上保安監部

[→TOP](#)

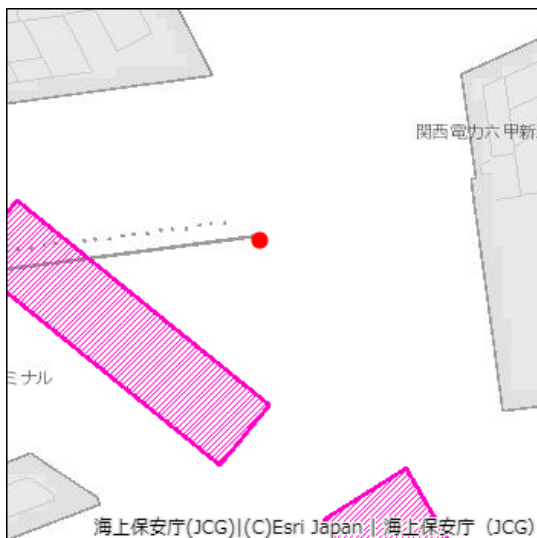


★6年360項 阪神港 - 神戸区、第2区 鋼管杭設置

第5防波堤東端付近において、鋼管杭（水没しない）が複数設置されている。

位置 34-41-08.5N 135-14-27.1E 付近
 備考 杭の位置を明示する標識灯を設置
 海図 W101A(JP共)
 出所 五本部海洋情報部

[→TOP](#)



★6年361項 瀬戸内海 - 姫路港、網干区、第1区 灯付浮標流失

西浜化学岸壁前面において、灯付浮標(黄色)は流失している。

区域 34-46-17.2N 134-36-35.1E 付近
 海図 W134B(JP共)
 出所 姫路海上保安部

[→TOP](#)



★6年362項 瀬戸内海 - 鳴門海峡 灯台消灯

鳴門飛鳥灯台(灯台表第1巻3454)(34-13.9N 134-38.9E)は消灯している。

海 図 W112(JP共)-W150C(JP共)-W106(JP共)-W77(JP共)-W100A

出 所 徳島海上保安部

[→TOP](#)



★6年363項 四国南岸 - 高知港 磁気探査作業

第4ふ頭付近において、潜水士・作業船による磁気探査作業が実施される。

期 間 令和6年9月9日～11月30日(予備日を含む) 日出～日没

区 域 下記4地点により囲まれる海域

(1) 33-32-18N 133-34-11E

(2) 33-32-21N 133-34-10E

(3) 33-32-26N 133-34-23E

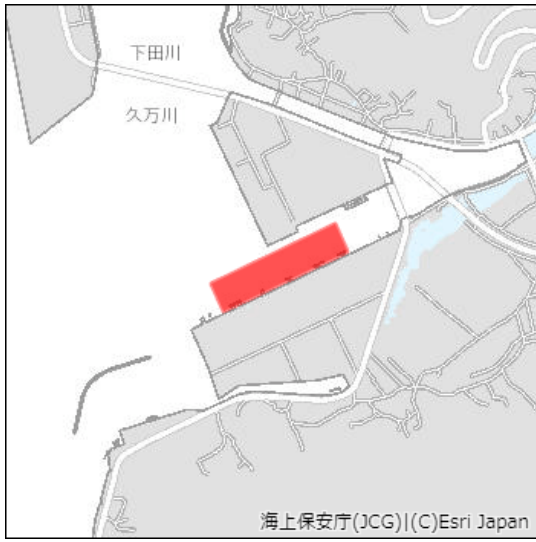
(4) 33-32-23N 133-34-24E

備 考 警戒船を配備

海 図 W110

出 所 高知港長

[→TOP](#)



※ 2024年5月30日以降で現在有効な五管区水路通報一覧（直近3ヶ月以内に限る）

W46	2024-30-315
W59	2024-25-278
W74	2024-33-346
W77	2024-34-362 、 2024-33-351 、 2024-33-344
JP77	2024-34-362 、 2024-33-351 、 2024-33-344
W97	2024-31-324 、 2024-31-323
W99	2024-30-315
W100A	2024-34-362 、 2024-32-341
W101A	2024-34-360 、 2024-32-339 、 2024-21-242
JP101A	2024-34-360 、 2024-32-339 、 2024-21-242
W101B	2024-32-339
JP101B	2024-32-339
W106	2024-34-362 、 2024-34-358 、 2024-32-341 、 2024-27-295
JP106	2024-34-362 、 2024-34-358 、 2024-32-341 、 2024-27-295
JP107	2024-31-327 、 2024-26-287 、 2024-24-270
W107	2024-31-327 、 2024-26-287 、 2024-24-270
W108	2024-34-356 、 2024-33-351 、 2024-31-332
JP108	2024-34-356 、 2024-33-351 、 2024-31-332
JP112	2024-34-362 、 2024-31-331 、 2024-27-300
W112	2024-34-362 、 2024-31-331 、 2024-27-300
JP123	2024-34-359 、 2024-31-326 、 2024-25-274 、 2024-23-260 、 2024-23-258 、 2024-22-253 、 2024-21-240
W123	2024-34-359 、 2024-31-326 、 2024-25-274 、 2024-23-260 、 2024-23-258 、 2024-22-253 、 2024-21-240
JP131	2024-30-321 、 2024-26-288
W131	2024-30-321 、 2024-26-288
W134A	2024-21-246
JP134B	2024-34-361 、 2024-32-340
W134B	2024-34-361 、 2024-32-340
JP150A	2024-34-358 、 2024-32-337 、 2024-27-295
W150A	2024-34-358 、 2024-32-337 、 2024-27-295
W150B	2024-32-341 、 2024-32-340 、 2024-31-330
JP150C	2024-34-362 、 2024-32-337 、 2024-27-300
W150C	2024-34-362 、 2024-32-337 、 2024-27-300
W157	2024-33-351 、 2024-27-292 、 2024-26-290
W1072	2024-27-302
JP1103	2024-34-358 、 2024-32-338 、 2024-31-326 、 2024-27-295 、 2024-25-274 、 2024-23-259 、 2024-23-258
W1103	2024-34-358 、 2024-32-338 、 2024-31-326 、 2024-27-295 、 2024-25-274 、 2024-23-259 、 2024-23-258
JP1107	2024-26-285
W1107	2024-26-285
W1110	2024-34-358 、 2024-30-320 、 2024-27-296 、 2024-27-295 、 2024-23-257
JP1110	2024-34-358 、 2024-30-320 、 2024-27-296 、 2024-27-295 、 2024-23-257
W1113	2024-32-341 、 2024-32-340 、 2024-31-329 、 2024-31-328 、 2024-26-288
W1140	2024-33-352

JP1141 [2024-32-338](#)、[2024-30-320](#)、[2024-30-319](#)、[2024-24-268](#)
W1141 [2024-32-338](#)、[2024-30-320](#)、[2024-30-319](#)、[2024-24-268](#)
W1142 [2024-33-350](#)
W1145 [2024-33-347](#)、[2024-30-317](#)、[2024-22-251](#)
W1146 [2024-34-359](#)、[2024-25-274](#)、[2024-23-259](#)、[2024-23-258](#)、[2024-22-253](#)
JP1146 [2024-34-359](#)、[2024-25-274](#)、[2024-23-259](#)、[2024-23-258](#)、[2024-22-253](#)
W1148 [2024-23-260](#)、[2024-22-253](#)
JP1150 [2024-33-348](#)、[2024-22-252](#)
W1150 [2024-33-348](#)、[2024-22-252](#)
JP1220 [2024-31-332](#)
W1220 [2024-31-332](#)
W1398 [2024-30-318](#)

[TOPに戻る](#)

参考情報

GIS地理情報の提供について（試行中）



五管区水路通報をKML形式で提供しています。
このデータは五管区水路通報に地理空間情報を組み合わせたもので対応するソフトウェアでの表示が可能です。（※詳細については[こちら](#)を参照してください）

アンケートの実施について



五管区水路通報に関するアンケートを実施しています。
皆様からの貴重なご意見をご提供よろしくお願いいたします。



五管区地域航行警報に関するアンケートを実施しています。
皆様からの貴重なご意見をご提供よろしくお願いいたします。

[海上保安庁海洋情報部](#)

[水路通報](#)

[航行通報](#)

[灯台表（追加表）](#)

[水路誌（追補）](#)

[水路業務法第8条に基づく公示](#)

[【▲ページトップへ戻る】](#)